

# 液化石油ガス法の基礎シリーズ

## —液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革—(第5回)

(新規) シリーズ企画について

昨年実施いたしました「高圧ガス誌」の読者アンケートにおける今後取り上げて欲しいテーマでは、「高圧ガス保安法の基礎」、「LP法の基礎」が上位でありました。加えてアンケートの自由記載欄でも法令に関するテーマの要望が多かったため、高圧ガス保安法令及びLPガス法令に関する連載を開始いたします（高圧ガス保安法令については8月号から連載しています）。

本シリーズは、経済産業省の委託を受け発行しているLPガス保安専門技術者向けのメールマガジンにおいて、「液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革（執筆者：高圧ガス保安協会 山川雅美）」を平成26年10月から連載しているのでこれを高圧ガス誌においても紹介していきます。

第5回目となる本稿では、液化石油ガス法の基礎講座—液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革—のうち、簡易ガス事業の法制化とLPガスタンクローリ事故防止委員会発足の内容を紹介いたします。

### 液化石油ガス法の基礎シリーズの掲載号

- |     |                   |               |             |
|-----|-------------------|---------------|-------------|
| 第1回 | 液化石油ガス法の誕生まで (1)  | 高圧ガス保安協会 山川雅美 | Vol.54 No.6 |
| 第2回 | 液化石油ガス法の誕生まで (2)  | 高圧ガス保安協会 山川雅美 | Vol.54 No.7 |
| 第3回 | 液化石油ガス法の誕生まで (3)  | 高圧ガス保安協会 山川雅美 | Vol.54 No.8 |
| 第4回 | 液化石油ガス法の制定理由と規制内容 | 高圧ガス保安協会 山川雅美 | Vol.54 No.9 |

# 簡易ガス事業の法制化とLP ガスタンクローリ 事故防止委員会発足

高圧ガス保安協会

山川 雅美

## 1 簡易ガス事業の法制化成る

今は一般に「コミュニティガス」という呼び方がされている「簡易ガス」が法制化されたのは、1970（昭和45）年4月13日付法律第18号で公布（同年10月12日施行）された「改正ガス事業法」によっている。

この改正により、ガス事業法の第2条（定義）に次の一項が追加された。

（ガス事業法第2条）

3 この法律において「簡易ガス事業」とは、一般の需要に応じ、政令で定める簡易なガス発生設備（特定ガス発生設備）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業であって、一の団地内におけるガスの供給地点の数が70以上のものをいう。

（「簡易なガス発生設備」とは、高圧ガス保安法又は液化石油ガス法に規定する規格または技術上の基準に適合する容器（液化天然ガス保冷容器を除く。）並びに当該容器内において発生するガスの集合装置及び当該容器に附属する気化装置（当該容器内又は当該容器に附属する気化装置内において発生するガスの成分に変更を加える装置を有するものを除く。）とする。（ガス事業法施行令第1条）

この改正法の附則で液化石油ガス法の第2条第3項が次のように改正された。

（液化石油ガス法第2条）

（改正前）

3 この法律において「液化石油ガス販売事業」とは、液化石油ガスであって容器に充てんされているものを一般消費者等に販売する事業及び液化石油ガスであって容器に充てんされているものを一般消費者等に現に引き渡し、その消費された液化石油ガスのみについて代金を受領する販売をする事業をいう。

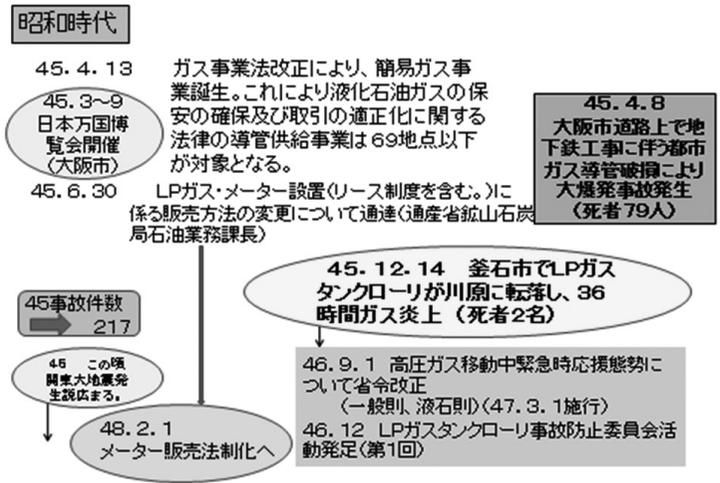
（前段は容器1本売り、後段はガスメーター販売と解釈されている。）

（改正後）

3 この法律において「液化石油ガス販売事業」とは、液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業（ガス事業法第2条第5項のガス事業（一般ガス事業及び簡易ガス事業をいう。）…を除く。）をいう。

液化石油ガス法が公布された1967（昭和42）年12月時点では、液化石油ガスの供給形態として現実に存在するいわゆる小規模集団供給が、ガス事業法の規制を受けるのか、液化石油ガス法の規制を受けるのか結論が出ないまま見切り発車された経緯があったが、法施行後約2年半の検討期間を経て決着し、70戸以上がガス事業法、69戸未満が液化石油ガス法の所管ということになったのである。

簡易ガス事業問題は、ガス事業者と液化石



45. 12. 14毎日新聞夕刊 社会面



図 1

油ガス業界との縄張り争いといってもいい出来事であるが、法制定に当たって幾多の難関を経てここに至ったという歴史を知っておいた方がいいと思うのであえてここで触れたものである(さらに詳細は「こぼれ話」に…)

**2 LP ガスタンクローリ事故防止委員会活動発足**

1970(昭和45)年12月14日に釜石市で

LP ガスタンクローリが川原に転落し、運転手など2名が死亡し、36時間にわたってガスが炎上する事故が発生した。

事故の原因は、早朝の国道が凍り付いていたことにより、峠を越えてきたタンクローリが下り坂でスリップし、川原に転落してタンク本体にき裂が発生したためであった。

LP ガスタンクローリ事故はいったん起こると周辺への影響が多大であることから、1971(昭和46)年9月1日に液化石油ガス

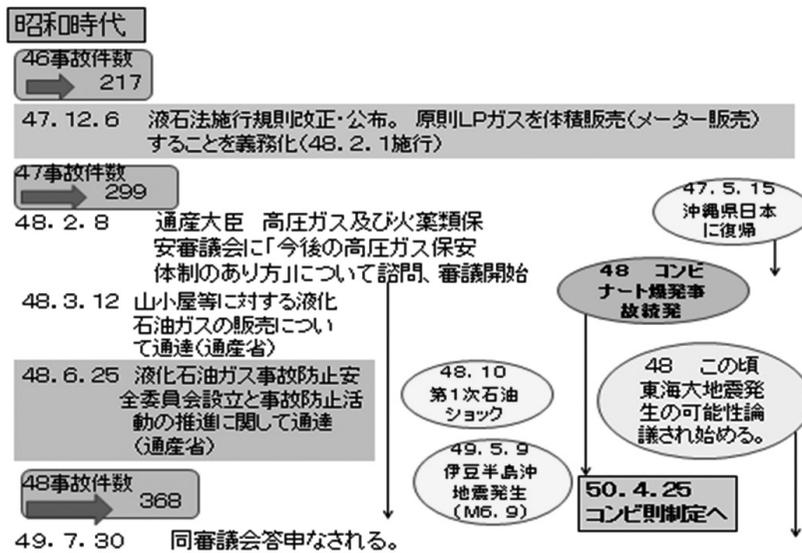


図 2

保安規則及び一般高圧ガス保安規則が改正(47. 3. 1 施行)され、高圧ガス移動中の緊急時応援体制等について規制された。これに基づき各地域に地域防災協議会が設立されるとともに、ガス別の高圧ガス防災事業所が指定され、緊急時の応援体制が整ったのである。

直接液化石油ガス法に関する改正ではないが、一般消費者等に届けるLPガスの供給確保、移動経路付近住民の安全に関するものであり、記憶しておいてほしい出来事である。

### ▶こぼれ話

本文既述のとおり、液化石油ガス法第3次案の「液化石油ガス小売事業とは、一般消費者等に対して液化石油ガスを販売する事業(一般の需要に応じ、導管により液化石油ガスを販売する事業を除く。)をいう。」について、ガス事業法の適用を受けるガス事業にいわゆる小規模導管供給が該当するかどうかの問題になった。液化石油ガス業界は、これをもって都市ガス事業者以外は小規模導管供給

が禁止されるものと受け取り、これに対する激しい反対運動に発展していった。この運動の中核体として結成された全国LPガス新法特別対策委員会が当時各方面に配布した「LPガス産業の危急を訴える」という文書は次のように述べている。

「(昭和42年)2月3日当局の最終案としての第3次案が、法制局との事務折衝を終えて業界に提出されました。この第3次案を示されて、われわれは全く愕然としたものであります。(中略)

(( )内の字句について)さて皆さん、この1行にも足りない注文が、LPガス業界を一挙に壊滅のどん底に突き落とすのです。(後略)」

そして、同委員会は「この重大な局面を開くため」「強固な団結により」第2条第3項の「かつ」の削除を要求することとし、資金カンパ、対国会活動、全国業者大会の開催等呼びかけた。他方、LPガスと都市ガスの両業界の首脳者による事態収拾のための

懇談会の開催等の努力も払われたが、容易に歩み寄りは見られなかった。(通産省化学工業局保安課編著「LP ガス法解説」より抜粋)

このような抗議行動をまともに受けた当時の保安課の担当官(液化石油ガス法制定の中心的役割を果たした人)が、後に高圧ガス保安協会のLP ガス担当部長に就任した。たまたま広島通産局を退職し、少し遅れて同じく

協会のLP ガス担当部員となった小生に、「あのときは筵旗を立てて押し掛けられてねえ」と苦笑いしながら話してくれたものである。

このような経緯のもとに、法制定時には曖昧なままとされていた都市ガスとの境界がここに明確化され、液化石油ガス法はいよいよ本来のLP ガスの保安の確保に向けて力強く歩み出したのである。

山川雅美 (やまかわ まさみ)



©MPC